

最低制限価格制度

●建設工事（令和8年4月1日改正）

（対象）

設計金額が200万円を超える入札

（計算方法）

予定価格算出の基礎となった下記の額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。ただし、その額が予定価格に**10分の9.2**を乗じて得た額を超える場合にあっては**10分の9.2**を乗じて得た額とし、予定価格に**10分の7.5**を乗じて得た額に満たない場合にあっては**10分の7.5**を乗じて得た額とします。

直接工事費×**0.97**+共通仮設費×**0.9**+現場管理費×**0.9**+一般管理費×**0.68**

（施行日）

令和4年5月1日

ただし、施行日以前に入札公告若しくは指名通知を行ったもの又は請負契約を締結しているものについては、従前の例によるものとする。

※算出にあたっては、上記計算式の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算することとします。

※特別なものにあつては、上記の方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とします。

最低制限価格制度

●業務委託（令和8年4月1日改正）

（対象）

設計金額が100万円を超える設計・調査・測量業務の入札

（計算方法）

別紙（令和6年7月1日改正）

上記別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とします。

ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

測量業務については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とします。

地質調査業務についてはその額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とします。

（施行日）

令和6年7月1日

ただし、施行日以前に入札公告若しくは指名通知を行ったもの又は請負契約を締結しているものについては、従前の例によるものとする。

※算出にあたっては、別表に掲げる①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算することとします。

※特別なものにあっては、上記の方法にかかわらず、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とします。

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

業種区分	業務内容
測量業務	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係の建設コンサルタント業務	建築意匠、建築構造、空調設備、給排水設備、電気設備、建築積算、機械積算、電気積算、建物調査
土木関係の建設コンサルタント業務	河川・砂防・ダム、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、下水道 下水処理施設、下水道 下水管渠、農業土木、森林土木、造園、都市計画・地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造・コンクリート、トンネル、施工計画、設備・積算、建設機械、建設環境、その他の建設コンサルタント
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件及び機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連